

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する報告書
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は 設立国		
	職業又は営んでいる事業の内容				
	ウェブページのリンク				
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ〜ホのために取得するもの又は一任運用をするもの		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)				

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金 総議決権	取得前、一任運用前又は設立時 円 (株 (口)) 取得後又は一任運用後 円 (株 (口))
		取得前、一任運用前又は設立時 個 取得後又は一任運用後 個
(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率 % (取得前又は一任運用前 %)	
2 取得又は一任運用等	(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他
	(2) 取得又は一任運用の態様	

	(3) 数量、取得・一任運用価額等	数 量 株 (口) 取得価額又は一任運用価額 円 (一株 (口) 当たり円) 取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %) 取得後又は一任運用後の議決権比率 % (うち受任分 %) (取得前又は一任運用前の比率 % (うち受任分 %))
3	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	数 量 株式 株 議決権 個 出資比率 % 議決権比率 %
4 運用 取得 の又 相は 手一 方任	(1) 氏 名 又 は 名 称	
	(2) 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
	(3) 譲 渡 数 量	
5	取 得 年 月 日	
6	支 払 年 月 日	
7	そ の 他 の 事 項	☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

(記入要領)

- 1 報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の2第1項の規定により、法第27条第1項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。
- 2 本報告書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 3 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 4 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 5 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 6 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 7 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 8 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 9 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7 その他の事項」欄に記入すること。
- 10 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄につい

て、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

- 11 「1 発行会社」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。））、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。））又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。））に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書又を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。
- 12 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 13 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。））であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。））第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。
- 14 「3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。））をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。））及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場

合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものとする一任運用(同条第16項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる発行会社の株式の数及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数(議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権(すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権)と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

- 15 「4 取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 16 対内直接投資等に関する命令第7条第2項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。
- (1) 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。
- (2) 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」には対内直接投資等に関する命令第3条第2項第17号又は第4条第1項第3号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率(当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合)を記入すること。
- (3) 当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7 その他の事項」欄に、その理由(同項第1号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種(対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。)及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等(発行会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)及び対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社をいう。)がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種)を記入すること。
- 17 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)